

第8章

計画の推進

～支え合う心を育み、豊かな地域社会をつくる～

1. 推進体制の確立
2. 地域資源の充実・育成
3. 財源の確保
4. 計画の進捗管理・評価



【萬満寺】

1256年に建てられた寺で、入口の仁王尊は国の重要文化財で、大変貴重です

1. 推進体制の確立

地域住民、事業者、行政の協働による地域福祉の推進

地域で活動している町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア*、NPO*、事業者などの様々な主体が行政と協働し、お互いの情報を提供し合い連携して取り組むことが不可欠です。

また、地域の支え合いの輪を広げるために、支えられる側と支える側を固定せず地域での包括的、総合的な相談、支援、資源開発を行っていくことが必要です。

町会・自治会

地域活動を推進するために町会・自治会の存在は不可欠であり、「自分たちのまちを自分たちの手で良くしよう」と地域のそれぞれの課題の解決や地域住民の福祉の向上に努めています。

地域に住む人たちが支え合い・助け合いの関係を深め、より住みやすい地域づくりを推進していくためには、町会・自治会の取り組みや事業の目的を理解してもらうことが大切です。

民生委員・児童委員

生活上でさまざまな困難が生じたとき、地域の人たちの身近な相談相手として相談に応じ、福祉サービスなどの紹介や助言を行い、問題解決のために行政や関係機関とのパイプ役を努めています。

地域福祉の推進において地域福祉の重要な担い手であり、今後も積極的な役割が期待されています。

地区社会福祉協議会

地域住民に「地域福祉推進地区」である市内の15地区社協の活動が、地域の福祉活動の中心を担っているということを広く知ってもらい、地域福祉活動の運営に関わる人を増やしていくことが、地域福祉の推進につながります。

地域福祉を推進するという重要な役割を持つ地区社協のさらなる充実が期待されています。

15地区社会福祉協議会が「地域福祉推進地区」です

松戸市社会福祉協議会

地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられています。地域福祉活動の推進・調整役として、地域住民に対し様々な事業や活動に参加するための援助等を行う中心的な役割を果たすことが期待されています。

松戸市社会福祉協議会は「地域福祉活動の推進・調整役」です

松戸市

地域福祉の推進を図るには、関係機関・団体等の役割を踏まえながら取り組みを支援し、相互に連携することが大切です。市が主体となり福祉施策を推進する際にも、庁内の関係各課との連携の強化を図り、職員一人ひとりが横のつながりを意識し、地域における切れ目のない支援を推進することが必要となります。

また、本計画の実施状況の点検は、PDCAサイクル^{*}を意識し目標管理型で実施し、進捗状況を把握します。

PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもの。計画を策定する際には、実行や評価、評価をもとにした改善にかかるまで、一連のサイクル（循環）を意識して策定することが良いとされています。

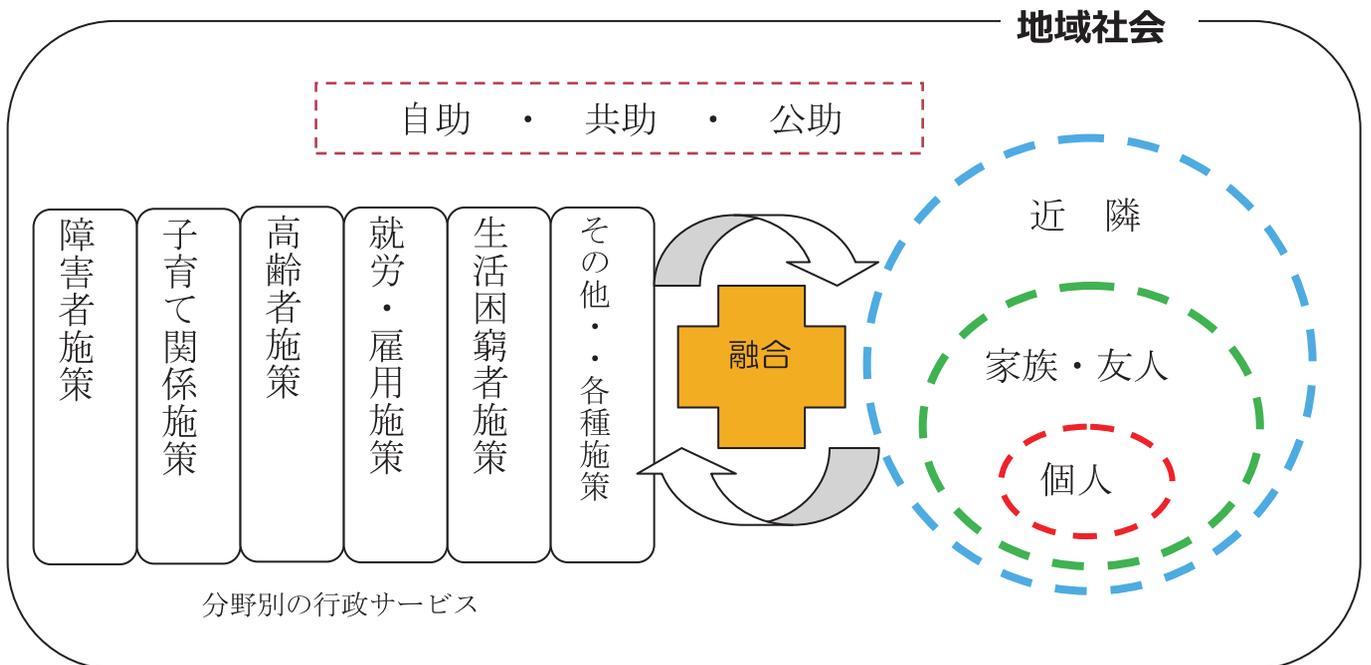
地域福祉を推進することとは

従来、「福祉」は、高齢者、障害者、児童など分野別に行政が必要な福祉サービスを「特定の人のため」にあるものと考えることが一般的でした。

しかし、本来、誰もが、日々の暮らしの中で、常に、何らかの問題を抱え、個人の努力や家族、友人、近隣、ボランティア活動などの助け（「自助・共助」）や行政が担う福祉サービス（「公助」）によって、課題を解決しています。そのため、自助、共助、公助がバランスよく地域の中で、機能することがとても重要です。

本市は、すべての市民が安心してそれぞれの場でいきいきと暮らせるよう分野別の行政サービスを地域社会の支え合う仕組みづくりと融合させ、双方の充実を図ります。

【イメージ図】



○目指すべき地域 ～社会的孤立がない、排除しない～

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく誰もが居場所や役割があり、課題を持っていても誰かに相談でき、誰かが手を差し伸べてくれ、多様な価値観が尊重され、疎外されることがない。

2. 地域資源の充実・育成

地域福祉推進地区では高齢者、障害のある人、子育てなどの支援を行う各種 NPO 法人があり、また地域福祉活動を推進する制度ボランティア*として民生委員・児童委員、健康推進員などが配置されています。

今後、地域包括ケアシステムの推進に伴い、ボランティアの育成や各種団体間の連携がますます重要です。

市民一人ひとりが地域に貢献する役割を持ち、地域でいきいきと活動できるようにイベントや講座を開催し、充実させます。

地域の様々な人的資源・物的資源があるのかを把握し、共有しながら、地域で活躍できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

地域福祉活動の拠点確保の推進

地域福祉活動を推進する上で、拠点となる場所を確保することが不可欠です。地域の住民が集える場を確保することで、住民同士の交流を深め合うことができ、情報共有がしやすくなります。また、ふれあい・いきいきサロンや会食会などの具体的な地域の活動に着手しやすくなり、地域福祉活動を継続的に取り組むことが出来ます。

松戸市では、地域福祉活動の中心となる地区社協の事務所を公共施設に拠点として確保しています。また、地区社協で開催する、ふれあい・いきいきサロンや会食会等においても地域福祉活動の場として提供し支援しています。

町会・自治会等の集会所においては、新規の建設や増築への補助による支援を行い、平成 29 年 4 月現在では市内に 118 ヶ所の集会所が設置されています。集会所では、事務所としての機能を果たすことがより重要となります。その他、地域のさまざまな資源を活用して、地域福祉活動の拠点の整備、地域での交流・ふれあいの場づくりへの支援を推進します。

地域福祉推進地区別の主な資源一覧

※掲載している数字は、平成29年5月に庁内へ調査をかけた数字で、地域の資源としての目安となります。

※地域福祉推進地区の地区名は、地区社会福祉協議会の地区名を参考にしています。

※地区別資源は各施設の所在地に基づくものあり、管轄は全地域に対応しているものもごさいます。

	民生委員 児童委員		健康 推進員		食生活 改善 推進員		地域 防災リ ーダー		防犯 指導員		保 護 司		青 少 年 相 談 員		地 域 環 境 調 査 員		人 権 擁 護 委 員	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
本庁	5	29	0	7	0	1	40	3	49	2	2	0	12	6	6	0	0	1
明第1	18	42	0	18	0	5	113	5	111	4	5	1	18	2	5	3	0	0
明第2東	9	21	0	8	0	0	17	2	56	2	2	1	11	5	2	1	1	2
明第2西	11	21	0	15	0	2	32	0	59	3	6	2			2	1	0	0
矢切	4	24	0	9	0	0	54	0	40	1	4	3	13	1	3	3	0	0
東部	6	24	0	15	0	2	35	6	51	0	6	2	18	4	4	5	0	0
馬橋	9	28	0	18	0	4	59	3	67	3	3	3	13	1	3	1	0	0
常盤平	13	42	0	23	0	4	67	4	102	3	5	3	13	2	4	4	4	2
五香松飛台	15	20	0	14	0	5	70	10	106	1	3	2	12	3	1	1	0	0
六美六高台	11	17	0	9	0	1	36	4	94	7	2	2			2	0	0	0
常盤平団地	6	12	0	1	0	0	12	11	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0
小金	12	31	0	20	0	3	93	5	165	6	2	2	20	21	7	4	1	1
小金原	7	17	0	15	0	0	52	9	47	2	2	2	11	3	8	1	1	0
新松戸	16	21	0	16	0	0	62	2	56	3	1	1	8	3	7	2	0	1
馬橋西	3	19	0	12	0	3	39	3	62	4	2	0	0	0	3	0	0	1
男女計	145	368	0	200	0	30	781	67	1069	41	45	24	149	51	58	26	7	8
合計	513		200		30		848		1110		69		149	51	58	26	7	8

	子ども会	老人クラブ	ボランティア団体 (協議会加盟)	NPO法人	警察署と交番	消防署	ゴミ・し尿処理施設	町会・自治会館	市役所・支所	市民センター	図書館	公園緑地	郵便局	JRの駅	私鉄の駅	病院	診療所	歯科診療所
本庁	197	12		12	3	0	0	8	0	0	2	17	2	1	1	0	34	24
明第1	184	24		25	2	1	0	10	市役所	1	1	41	6	0	2	0	32	34
明第2東	427	9		7	1	0	0	6	0	1	1	22	1	1	1	2	15	18
明第2西		16		7	1	1	0	4	0	1	1	16	1	0	0	2	9	6
矢切	188	9		9	2	0	0	6	1	0	1	24	2	0	1	0	13	12
東部	335	12		7	1	2	2	12	1	2	3	61	3	1	3	4	27	18
馬橋	138	16		7	3	1	0	9	1	2	2	36	4	2	1	0	11	12
常盤平	471	22		24	3	0	0	11	1	2	3	25	7	1	3	3	53	43
五香松飛台	191	15		8	1	1	2	9	0	2	2	32	3	0	1	1	12	13
六実六高台		11		4	1	1	1	4	1	1	1	20	2	0	1	0	8	12
常盤平団地	0	1		1	0	0	0	1	0	0	0	17	0	0	0	1	0	1
小金	430	21		10	1	2	0	8	1	2	2	44	2	1	1	2	19	19
小金原	54	17		8	1	0	0	8	1	1	1	20	2	0	0	1	17	11
新松戸	494	12		21	1	0	0	11	1	1	1	29	3	0	1	1	29	36
馬橋西	355	12		2	1	1	0	11	0	1	1	8	2	0	0	1	11	16
合計	3464	209	20	152	22	10	5	118	8	17	22	412	40	7	16	18	290	275

※ボランティア団体は様々な場所で活動しているため、地区別に分けていません。

第8章

計画の推進

	子ども関係														障害者関係									
	保育所(園)	小規模保育施設	認定こども園	幼稚園	小学校	放課後KIDSルーム	放課後児童クラブ	中学校	高等学校	大学	児童館・子ども館	子育て支援センター	おやこDE広場	親子すこやかセンター	知的障害者生活ホーム	知的障害者福祉ホーム	グループホーム	生活介護事業所	就労継続支援B型事業所	就労移行支援事業所	地域活動支援センターI型	地域活動支援センターII型	地域活動支援センターIII型	指定特定相談支援事業所
本庁	3	10	0	1	2	0	2	1	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	1
明第1	7	6	1	5	5	2	5	1	0	1	1	1	2	0	1	0	1	1	1	1	0	0	3	4
明第2東	2	3	0	3	2	1	2	0	1	0	0	0	2	1	0	0	2	0	1	0	0	0	2	2
明第2西	6	0	0	1	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
矢切	2	2	0	3	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
東部	12	4	1	3	6	5	5	3	4	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
馬橋	1	3	0	3	3	0	3	1	1	0	0	0	1	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1	1
常盤平	7	6	3	5	6	2	7	3	0	0	1	2	1	0	1	0	1	4	3	0	0	0	6	4
五番松飛台	2	1	0	3	3	2	3	2	1	0	0	0	1	1	1	0	5	4	1	0	0	1	0	7
六実六高台	3	1	0	1	3	1	3	1	1	0	0	1	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0
常盤平団地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小金	4	2	0	3	3	1	4	2	0	0	1	1	1	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1
小金原	5	0	0	2	3	2	3	2	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1
新松戸	7	6	0	2	3	1	2	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1
馬橋西	5	0	0	2	3	0	3	2	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
合計	66	44	5	37	45	17	45	20	10	4	3	7	16	3	3	1	22	14	10	3	1	1	16	23

	高齢者・介護関係																				
	居宅介護支援事業所	訪問介護事業所	訪問入浴介護事業所	訪問リハビリ事業所	訪問看護事業所	通所介護事業所（デイサービス）	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護事業所	通所リハビリテーション事業所（デイケア）	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	短期入所生活介護事業所（ショートステイ）	短期入所療養介護事業所（ショートステイ）	小規模多機能型居宅介護事業所	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	特定施設入所者生活介護（※）	軽費老人ホーム（ケアハウス）	定期巡回・随時対応型訪問介護介護	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
本庁	7	9	2	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0
明第1	15	13	1	0	2	6	11	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0
明第2東	5	8	0	0	1	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0
明第2西	7	6	0	0	1	3	3	0	0	1	0	0	0	2	0	1	2	1	0	1	0
矢切	5	3	0	0	0	3	7	0	0	1	0	0	0	3	0	1	2	0	0	0	0
東部	20	10	0	3	5	9	7	0	6	8	1	3	0	12	3	0	5	8	0	1	2
馬橋	9	13	0	1	2	6	10	0	1	1	0	0	0	2	0	2	3	2	1	1	1
常盤平	35	30	3	2	7	13	15	0	4	3	1	2	0	5	2	1	5	5	2	1	0
五香松飛台	12	10	0	1	1	7	4	0	4	1	0	4	0	2	4	0	3	5	0	0	0
六美六高台	8	5	0	0	1	5	10	1	0	1	0	0	0	1	0	1	2	2	0	0	0
常盤平団地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小金	7	10	0	0	1	8	7	0	2	1	1	1	1	1	2	0	3	2	0	0	0
小金原	9	6	0	2	3	6	6	0	3	1	1	1	0	2	1	2	4	2	1	0	0
新松戸	10	6	0	2	2	3	6	1	0	0	0	0	0	2	0	1	2	0	0	0	0
馬橋西	6	4	1	0	1	4	1	0	2	1	0	1	0	1	1	0	6	1	1	0	0
合計	155	133	7	11	29	76	95	3	22	19	4	12	1	33	13	10	45	31	5	4	3

※ 介護付有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅（特定施設の指定を受けている事業所）

3. 財源の確保

地域福祉の財源を確保することにより、それぞれの地域のニーズに合った取り組みが行われます。その活動は、新たな人とのつながりや人と人との関係を強くします。地域福祉活動の財源には公的資金と民間財源の二つがあります。

○地域福祉の公的財源

補助金・委託費や助成金など

○地域福祉の民間財源

会費・寄付金や共同募金など

町会・自治会やボランティア団体、NPOなどが地域活動を行っていくために必要な資金が継続的に確保されることが必要です。

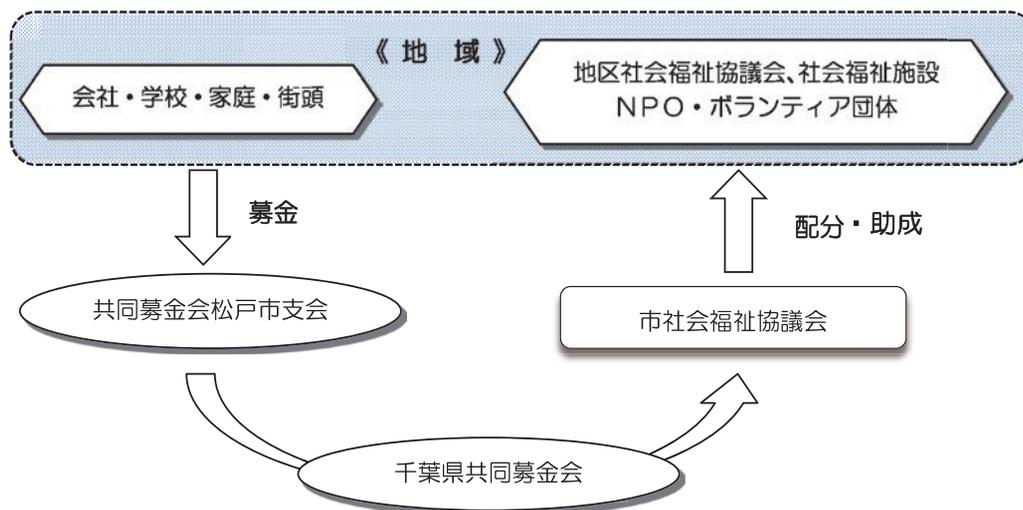
(1) 公的財源の確保

公的財源は、事業の公共性が強いことを表し、比較的安定した事業実施を可能にします。地域福祉を推進する団体に安定した財源を確保するためにも、公的財源の確保の重要性を認識し、さまざまなニーズに対応する環境整備に配慮します。

(2) 民間財源の確保

赤い羽根などの共同募金は社会福祉事業を目的とした地区社協やボランティア団体などの活動支援に充てられ、市内の地域福祉活動などの財源となっています。共同募金への協力には、募金の使途について住民に対する各事業の周知・理解を図ることが必要です。

共同募金の流れ



主な活用使途



(会食会での様子)

- 市内 15 地区社協に助成
- 民間保育園・民生委員児童委員協議会に活動費の一部を助成
- 老人クラブ連合会に活動費の一部を助成
- ボランティア活動の普及・推進に活用
- 交通安全のための団体の活動に助成
- 福祉教育推進のために活動した学校に助成



(千葉県共同募金会 オリジナルマスコットキャラクター びわびよ)

地域福祉活動を行うにあたって、事業費・運営費などを前述の共同募金などで充てることも考えられますが、継続的に資金を確保するためには、バザーや寄付金によって自主財源を確保する方法が考えられます。募金や寄付などは身近な社会貢献の手段であるということを一人ひとりに認識してもらうことも必要です。

主な自主財源の確保

- 団体構成委員の会費
- 寄付金の活用
- バザーでの収益金
- その他
 - ・回収したペットボトルをリサイクル業者に引き取ってもらい、その得た資金を福祉事業の資金で活用する
 - ・サロン活動等で参加者からコーヒー代を徴収し、事業費・運営費に充てる
 - ・イベント時に飲食物や物品の販売を行い、事業収益金として活用する
 - ・団体が開催するシンポジウムなどのイベントに企業からの提供資金を活用する

4. 計画の進捗管理・評価

計画は策定するだけでなく、その進捗管理や評価が重要です。

進捗管理では、重点項目と推進項目を含め、定期的に関連事業・取り組みを実施している行政の関係部署に進捗状況、課題、今後の方向性について調査し、推進委員会で報告、評価し、計画の推進に努めます。

また、松戸市社会福祉協議会やボランティア活動団体などの関係団体や機関の計画の進捗状況の把握にも努め、庁内連携会議の場で共有を図ります。

なお、こうした進捗管理の仕組みは、継続的に行い、より良い仕組みの検討も行います。

次期の地域福祉計画は、引き続き、社会動向の変化や市が実施する市民アンケート調査の結果などを活用し、計画の見直しを行います。

第8章

計画の推進